

広報お知らせ版

編集と発行 ● 鶴田町企画観光課 Tel22-2111 内線 261

鶴田町大学生等生活支援臨時給付金のお知らせ

《教育委員会》

鶴田町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、就学の継続および学生生活の維持に不安を抱えている大学生等を支援するため臨時給付金を支給します。

● 給付対象者

令和四年一月十四日現在において、次の要件を全て満たす学生

① 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づく大学、大学院、短期大学、専修学校、高等専門学校（第四学年および第五学年）のいずれかに在籍している学生

② 保護者または学生本人が鶴田町に住所を有する学生

● 給付額 五〇、〇〇〇円（一人一回限り）

※ ただし、令和二年度に給付した方であっても、現在在学中であれば対象となります。

● 申請方法 学生本人または保護者が所定の申請書に必要事項を記入・押印し、必要書類を添えて、鶴田町教育委員会学務総務班へ提出、または郵送してください。

● 必要書類 ① 申請書（町ホームページからダウンロードできます。また、鶴田町教育委員会でも配布しております。）

② 令和四年一月十四日以降に発行された在学証明書（コピー可）

③ 学生の健康保険証のコピー

④ 申請者の本人確認書類のコピー（運転免許証、マイナンバーカード、学生証、パスポート等の顔写真が添付されたもののうちいずれか一つ、または、健康保険証と年金手帳等の二種類）

⑤ 学生本人名義の通帳のコピー（金融機関名・支店名、口座番号、口座名義人が確認できるもの）

● 申請期限 令和四年三月十八日（金）※必着、土・日・祝日を除く

● 問い合わせ・申請先 教育委員会 学務総務班（内線213・214）

納め忘れはありませんか？

◎ 町・県民税

◎ 固定資産税

◎ 軽自動車税

◎ 国民健康保険税

ー新型コロナウイルス感染症対策についてー

町民の皆さま方には、感染防止対策にご協力いただきありがとうございます。

ー県知事メッセージの内容ー

1. 感染リスクに対する警戒レベルを更に引き上げ、基本的な感染防止対策の徹底を継続しましょう。
2. 不要不急の外出はできるだけ控えましょう。
3. 風邪症状などがあり、体調がすぐれない方は、登校・出勤等を控え、速やかにかかりつけ医等に相談しましょう。

◎ オミクロン株は、感染拡大の速度が非常に速く、密集・密閉・密接への対策を1つでも欠くと、感染する危険性が高くなります。

◎ お互いを守り合う気持ちで、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

農振除外の申請を受け付けます

けた経費の負担軽減および生産意欲の向上を図るため、水稻の種子購入に必要な経費の一部を助成します。

《産業課》

●助成対象

水稻作付面積一〇アール以上の町に住所を有する水稻生産者

町では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域内に『農用地区域』を設定し、この区域を農業上の用途に供する土地として定めています。

●対象面積

令和四年度水稻作付面積（加工用米・飼料用米・備蓄用米等含む）

●対象経費

令和四年度産用水稻種子購入費の一部（補助率八〇％以内）

●申請方法

後日、町農事振興会を通してチラシ配布等でお知らせ

●問い合わせ先

産業課 農業振興班

（内線 291・292・293）

手話奉仕員養成講座について

《町民生活課》

令和四年度手話奉仕員養成講座の受講生を募集します。

聴覚障害者の生活や福祉制度について理解と認識を深め、日常生活に必要な手話を習得します。

入門課程（初心者向け）

●講座期間・時間

五月十三日から十一月十一日までの毎週金曜日

午後七時～八時三十分

●場所

五所川原市中央公民館

二階 第一会議

●内容

手話実技、講義、交流

●対象

聴覚障害者との交流を希望し、手話を学びたい十六歳以上の方

●定員

十五名

●受講料

無料

※テキスト代実費三、三〇〇円 税込

●申込方法

四月二十日（必着）までに往復はがきで申し込んでください。

受講の可否は返信用はがきでお知らせします。

基礎課程

●講座期間・時間

四月十九日から十月十八日までの毎週火曜日

午後七時～八時三十分

●場所

つがる市生涯学習交流センター「松の館」一階 会議室B

●内容

手話実技、講義、交流

●対象

入門課程修了者の方

●定員

十二名

●申込方法

三月三十日（必着）までに往復はがきで申し込んでください。あて先は、〒〇三七〇六三二五所川原市高野字柳田二四五一 西北五ろうあ協会手話対策部。

受講の可否は返信用はがきでお知らせします。

●問い合わせ先

五所川原市役所福祉部福祉政策課

☎35-2111（内線2499）

つがる市役所障害福祉係

☎42-2111

（内線241・248）

西北五ろうあ協会手話対策部（担当：工藤）

FAX 29-2421

交通災害共済（一日一円保険）の加入受付を開始します

《町民生活課》

青森県交通災害共済は、交通事故による被災者を救済するための共済制度です。

日本全国どこで起きた交通事故でも、弔慰金または災害の程度に応じて見舞金をお支払いします。

共済の加入は、随時受け付けをしています。令和四年四月一日以降に受け付けた場合、共済期間は受け付け時から令和五年三月三十一日までとなりますので、ご注意ください。

窓口での加入のほか、町内会や子ども会などで団体加入の取りまとめをしている場合があります。

あります。

弔慰金、見舞金の請求期間は交通事故から一年以内となります。

●加入資格

① 鶴田町内の住民基本台帳に記録されている方

② ①の方と生計を一緒にしている方で、就労または修学のため鶴田町外に住所を移している方（県外で就職した場合加入資格なし）

●会費

一人三五〇円

（途中加入も三五〇円）

●共済期間

四月一日から翌年三月三十一日まで（途中加入は受け付け時から三月三十一日まで）

●問い合わせ・申込先

町民生活課 ぐらしの窓口班

（内線 152）

イングリッシュデイ開催中止のお知らせ

《企画観光課》

開催を延期しておりました令和三年度のイングリッシュデイは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を中止いたします。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

水稻種子助成事業について

《産業課》

町の水稲生産者の次期作に向

●問い合わせ先
企画観光課 まちづくり班
(内線261)

まちづくりへの 提言について

《企画観光課》
皆さまが町政に対して考えているご意見・ご要望を受け付けています。ご意見・ご要望および回答は、広報の誌面に匿名で掲載いたします。

ただし、次の場合は原則として回答いたしかねます。

- ①町政に関係ないもの
- ②公序良俗に反するもの
- ③苦情または、特定の個人や団体を誹謗中傷するもの
- ④企業などの営利・営業活動を目的とするもの
- ⑤政治・宗教に関するもの

※氏名、住所、電話番号等に入力がないもの、または入力が入りきらないものについては、町政の参考にさせていただきますが、回答いたしかねますのであらかじめご了承ください。

●ご意見・ご要望の提出方法

- ・封書またははがきで 鶴田町役場企画観光課「まちづくりへの提言」係 と明記してください。
- ・メールで町ホームページのご

意見・お問い合わせフォームから、件名に「まちづくりへの提言」と明記してください。

●問い合わせ先
企画観光課 まちづくり班
(内線261)

令和四年度町・ 県民税（兼国保 税）申告期限の 延長について

《税務会計課》

令和四年度の町・県民税（兼国保税）の申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により申告が困難な方については、次のとおり申告期限を延長します。

●日時・場所

▽令和四年三月十六日（水）から三月二十四日（木）までの平日

午前八時三十分～

午後三時三十分（受付終了）

▽令和四年三月二十五日（金）から四月十五日（金）までの平日

午前八時三十分～

午後四時（受付終了）

税務会計課

●対象者

新型コロナウイルスの感染、

濃厚接触等により三月十五日（火）までに申告が困難な方のみが対象となります。

●問い合わせ先
税務会計課 税務相談班
(内線121・126)

友の会新会員を 募集しています

《道の駅つるた》

道の駅つるた「鶴の里あるじや」農産物直売所内JAつるたにきた鶴翔農産物直売コーナーの会の新会員を募集しています。

●申込資格

- ①年間三十六万円以上の出荷物を出荷（売上）できる人
- ②満七十歳未満の人
- ③鶴田町在住で耕作農地がある人

●諸経費

年会費 一〇、〇〇〇円

陳列用コンテナ一五、〇〇〇円

販売委託契約印紙四、〇〇〇円

●申込期限

三月三十一日（木）

●問い合わせ・申込先

道の駅つるた「鶴の里あるじや」
☎0173-22-5656



農家の皆さまへ 雪害防止対策について

【鶴田町豪雪対策本部】

【産業課・鶴田町農業支援センター】

気象情報に注意し、次の点に留意して、大雪による枝折れやハウス倒壊など被害の未然防止と軽減に努めてください。

【りんご等果樹】

- 雪が新しく軽いうちに、樹の雪下ろしを行う。
- 不要な枝や徒長枝は剪去し、雪が積もらないようにする。
- わい化樹の下枝等の雪中の枝先は、雪が新しいうちに抜き上げ、側枝がすべて埋もれている場合は、枝を掘り上げる。
- 剪定によって落とす見込みの枝が雪中に埋もれている場合は、早めに切り取り、塗布剤を塗って切り口の保護に努める。
- 裂けている枝は、半分程度であれば裂け目がくっつく可能性が高いので、傷口を密着させて支柱で補強する。
- 融雪促進剤は事前に園地に運搬しておく。

【野菜・花き】

- ハウスは倒壊しないよう、点検・補修を行うと共に、支柱や筋交いなどを取り付け補強する。
- ハウスに積もった雪は早めに下ろし、側面の雪も速やかに除排雪する。
- ハウスが破損した場合は、速やかに補修する。
- 冬期間ハウスを利用しない場合は、ビニールをはぐ。

令和4年



町の保健だより



連絡先：健康保険課 健康長寿班（内線 131～136）

新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に関するお知らせ

- ★町では、国の方針に基づき、医療従事者等・高齢者施設入所者等に続き、高齢者以降の方の追加接種（3回目接種）を、順次開始しています。
- ★接種券は、ワクチンの供給状況に応じ順次発送しており、現在2回目接種終了日から6か月を経過する前に発送しています。また、予約受付時に混みあうことを避けるために、2回目接種終了日の早い順番に小分けにしています。
- ★予約開始日時や予約方法など、詳しくは接種券に同封するチラシをご覧ください。

新型コロナワクチン初回接種（1・2回目接種）に関するお知らせ

★新たに満12歳になる方	★既に接種券が届き、接種が遅れている方
現在、令和4年3月9日時点で12歳となる方へ接種券を発送しています。 3月10日以降にお誕生日を迎える方には順次発送し、予約開始日・接種日等をお知らせします。	随時受付しています。 接種を希望される方は早めのご予約をおすすめします。
※現在、医療機関での個別接種のみ予約可能です。 ※接種券が必要です。紛失された方は、再発行することができますので、お問い合わせください。	



◎予約・相談専用電話 **TEL 0173-22-6001**（平日 午前9時～午後4時30分）
※初回接種（1・2回目接種）は、LINE、Webサイトでの予約は行っておりません。

新型コロナワクチン（5歳～11歳のお子さん）に関するお知らせ



- ★町では、国の方針に基づき、5～11歳の小児へのワクチン接種（1・2回目）を3月中旬から実施します。
- ★ワクチンが段階的に供給されるため、5年生から接種を開始し、その後は供給状況に応じ学年毎に接種日時等を設定する予定ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- ★接種対象者には順次接種券等を発送しますので、同封するチラシ及び「厚生労働省 新型コロナワクチン接種についてのお知らせ」をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策について

- 人との距離や換気を心がけましょう。 ○手洗い・マスクの着用などを徹底しましょう。
- 一人ひとりの行動が感染防止につながりますので、ご協力をお願いします。

《感染について心配な方》

- ・厚生労働省電話相談窓口 TEL 0120-565653
- ・受診・相談センター（五所川原保健所） TEL 0173-34-2108

《健康面・予防方法について心配な方》

- ・県コールセンター TEL 0120-123-801
- ・役場 健康保険課 TEL 22-2111

各種行事 開催中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策のため、以下の行事について3月中は中止とさせていただきます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○傾聴サロン ○健康運動教室 ○介護予防事業に関する各種教室等（ヨガ、フラダンス、コソリラ体操など）
今後の開催については、広報お知らせ版や町ホームページ等でお知らせしますので、ご確認ください。

☆町ホームページやフェイスブックでは、自宅でも実践できる『つるりん体操』の動画を見ることができますので、運動不足解消にぜひご活用ください。

☆3月1日～3月8日 女性の健康週間

☆3月1日～3月31日 自殺対策強化月間